

## 社会福祉法人山形福祉会定款

社会福祉法人山形福祉会定款（平成 25 年 6 月 25 日一部変更久慈市長認可施行）の全部を次のように変更する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1） 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

（2） 第二種社会福祉事業

イ 老人デイサービス事業の経営

ロ 老人短期入所事業の経営

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人山形福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人の経営理念は「利用者を敬い、安心と満足を追求し、信頼される法人をめざします。」とする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を岩手県久慈市山形町川井第 12 地割 55 番地 1 に置く。

### 第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員八名以上一〇名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「選任等委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、この選任等委員会において行う。

2 選任等委員会は、監事一名、事務局員二名、外部委員二名の合計五名で構

成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。選任等委員会の運営については、社会福祉法人山形福祉会定款施行細則によるものとする。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 選任等委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が六〇万円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 支給する報酬の額は、社会福祉法人山形福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程によるものとし、勤務実態に即して支給するものとする。評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 3 評議員には、費用を弁償することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事、評議員の損害賠償責任の免除又は理事、監事の一部免除
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 社会福祉法人山形福祉会経理規程第4条に規定する計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認並びに事業報告
- (6) 定款の変更

- (7) 解散の決議
- (8) 合併の承認
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

2 前項第2号の理事、監事、評議員の損害賠償責任の免除は、総評議員（評議員の現在員数）の同意を必要とする。

（開催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要ある場合に開催する。

（招集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 吸収合併、新設合併契約の承認など
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を

作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に記名押印するものとする。
- 3 議長及び議事録署名人は、その都度会議において選出する。

#### 第四章 役員及び職員

##### (役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 七名
- (2) 監事 二名

2 理事のうち一名を理事長とする。

##### (役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任するものとする。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

##### (理事の職務及び権限)

第一七条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

##### (監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正行為をし、又は行為をする恐れがあると認めるとき、法令・定款に違反する事実若しくは、著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、理事が評議員会に提出する議案や書類等を調査し、法令又は定款違反があるとき、若しくは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に出席し、報告しなければならない。

##### (役員の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち

最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 役員に対して、各年度の総額が七〇万円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 支給する報酬の額は、社会福祉法人山形福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程によるものとし、勤務実態に即して支給するものとする。役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 3 役員には費用を弁償することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長及び施設長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集

する。

(理事会の決議事項)

第二六条 理事会の決議事項は、次によるものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- (2) 重要な財産の処分及び譲受け
- (3) 多額の借財
- (4) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- (5) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 事業計画（案）及び収支予算（案）
- (7) 社会福祉法人山形福祉社会経理規程第4条に規定する計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (8) 定款の変更を除く諸規程等の制定又は変更
- (9) 選任等委員会の委員の選任
- (10) その他重要な業務執行の決定

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 預金 3,000,000 円
- (2) 建物 岩手県久慈市山形町川井第12地割55番地1の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、特別養護老人ホーム愛山荘舎1棟(2,202.20 平方メートル)
- (3) 土地 岩手県久慈市山形町川井第12地割55番1の特別養護老人ホー

ムの敷地（5,616.01 平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、久慈市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、久慈市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三二条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書

類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。  
(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、社会福祉法人山形福祉会経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 解散及び合併

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により評議員会の決議を得て解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第三九条 合併しようとするときは、評議員会の承認を得て、久慈市長の認可を受けなければならない。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、久慈市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を久慈市長に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他 (公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人山形福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第四二条 この定款の施行に関し必要な細則は、社会福祉法人山形福祉会定款施行細則によるものとする。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 潑山栄男  
理事 蒲野富蔵  
理事 二又幸四郎  
理事 久保田つや  
理事 鈴木タエ  
理事 田口 淳  
理事 二橋長雄  
理事 上平明男  
理事 元木沢善吉  
監事 清水恭一  
監事 大峯初太郎

### 附 則

この定款は、平成3年7月17日から施行する。

### 附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日（平成4年12月3日）から施行する。

### 附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日（平成6年7月11日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日（平成 7 年 11 月 9 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日（平成 9 年 12 月 11 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、定款変更届出の受理のあった日（平成 10 年 7 月 7 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日（平成 12 年 3 月 24 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、定款変更届出の受理のあった日（平成 13 年 11 月 8 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、認可のあった日（平成 13 年 11 月 9 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、主たる法人事務所の所在地を所管する地方振興局長の認可のあった日（平成 14 年 12 月 25 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、認可のあった日（平成 15 年 9 月 18 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、認可のあった日（平成 17 年 11 月 17 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、認可のあった日（平成 18 年 4 月 28 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、認可のあった日（平成 18 年 11 月 9 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、認可のあった日（平成 21 年 2 月 12 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、定款変更届出の受理のあった日（平成 22 年 4 月 5 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、認可のあった日（平成 24 年 12 月 5 日）から施行する。

#### 附 則

この定款は、久慈市長の認可のあった日（平成 25 年 6 月 25 日）から施行する。

附 則

この定款の全部変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、久慈市長の認可のあった日（令和 2 年 4 月 13 日）から施行する。

附 則

この定款は、久慈市長の認可のあった日（令和 4 年 7 月 12 日）から施行する。